

(第23号議案)

債権の放棄について

1 債権の内容等

- (1) 債権の名称 中野区資産活用福祉資金貸付金
(2) 債務者 借受人の相続人 区外在住

2 事案の概要

区は、平成6年7月に中野区資産活用福祉資金貸付条例に基づき、日常生活費等の資金を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結するとともに、本契約に基づく債務を担保するため、借受人が償還期限までに貸付金を支払わなかったときは、その償還に代えて借受人が所有する物件の所有権を区に移転する旨の停止条件付代物弁済契約を締結した。

しかし、償還期限までに当該貸付金の償還がなされず、本件停止条件付代物弁済契約に係る停止条件が成就したことから、令和元年8月1日、当該物件の所有権が中野区に移転した。

本件債権については、代物弁済により当該貸付金及び所有権移転に係る費用の一部が償還されたが、未償還の債権が残存している状態である。

3 残存する債権

1, 349, 475円

—内訳—

債権総額 46, 549, 475円

代物弁済額 45, 200, 000円

放棄する債権額 1, 349, 475円(債権総額—代物弁済額)

4 債権放棄の理由

債務者の所在不明により、残る債権に関しては回収の見込みがないものと判断した。